

取 上 調 書 ( 謄 本 )		
年 月 日		
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟		
滞納処分上必要があるため、下記の書類を取り上げますので、国税徴収法施行令第28条第1項の規定によりこの謄本を交付します。		
滞納者	住 所	
	氏名又は名称	
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産
備 考	取上調書の謄本を受領しました。 立会人 ( )	
	取上調書の謄本 (処分を受けた者宛て) を受領しました。 年 月 日 ( )	

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

取 上 調 書 ( 謄 本 )		
年 月 日		
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員 ㊟		
滞納処分上必要があるため、下記の書類を取り上げますので、国税徴収法施行令第28条第1項の規定によりこの謄本を交付します。		
滞納者	住 所	
	氏名又は名称	
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産
備 考	取上調書の謄本を受領しました。 立会人 ( ) ㊟	
	取上調書の謄本 (処分を受けた者あて) を受領しました。 年 月 日 ( ) ㊟	

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

差 押 書										第 号	
年 月 日											
様											
千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえます。											
滞納者	住 所										
	氏名又は名称										
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納	備 考	
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
								〃	〃		
									〃	〃	
	合 計								〃	〃	
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)										
	-----										
	-----										
差押書(滞納者宛)を受領しました。											
年 月 日 ( )											

注

- 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押書作成の日までのものです。
- この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます(ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません)。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。  
この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- この差押書は、国税徴収法第68条第1項(同法第70条第1項及び第71条第1項において準用する場合を含む。)及び第72条第1項の規定に基づくものです。

差 押 書										第 号	
年 月 日											
様											
千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長											
下記の滞納金額を徴収するため、次のとおり財産を差し押さえます。											
滞納者	住 所										
	氏名又は名称										
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞 納	備 考	
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
								〃	〃		
									〃	〃	
	合 計								〃	〃	
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)										
	-----										
	-----										
差押書(滞納者宛)を受領しました。											
年 月 日 ( )											

注

- 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押書作成の日までのものです。
- この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます(ただし、地方税法第19条の4の規定による日又は期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません)。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。  
この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- この差押書は、国税徴収法第68条第1項(同法第70条第1項及び第71条第1項において準用する場合を含む。)及び第72条第1項の規定に基づくものです。

差押財産の使用等許可申立書				
				年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長				
申立者				
住 所				
氏名又は名称				
権利の種類				
下記の財産の使用（航行・運行）の許可を受けたいので、次のとおり申し立てます。				
滞納者	住 所			
	氏名又は名称			
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)			
	差 押 年 月 日	年 月 日		
	住 所	氏 名 又 は 名 称	権 利 の 種 類	
その他の申立者				
使用等を必要とする理由	-----			
諾否の通知				
				年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長
-----				

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

差押財産の使用等許可申立書				
				年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長				
申立者				
住 所				
氏名又は名称				
権利の種類				
下記の財産の使用（航行・運行）の許可を受けたいので、次のとおり申し立てます。				
滞納者	住 所			
	氏名又は名称			
差押財産	(名称、数量、性質及び所在)			
	差 押 年 月 日	年 月 日		
	住 所	氏 名 又 は 名 称	権 利 の 種 類	
その他の申立者				
使用等を必要とする理由	-----			
諾否の通知				
				年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長
-----				

注

1 個人が申し立てる場合は、申立者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

交 付 要 求 解 除 請 求 書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長		請求者 住 所 氏名又は名称	
国税徴収法第85条第1項の規定により、次のとおり交付要求の解除を請求します。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
交付要求先執行機関名		交付要求年月日	年 月 日
解除を請求する理由	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
滞納者が所有する他の財産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在	価 額	
		円	
	-----		
	-----		
	-----		

交 付 要 求 解 除 請 求 書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長		請求者 住 所 氏名又は名称 <span style="color: red;">㊟</span>	
国税徴収法第85条第1項の規定により、次のとおり交付要求の解除を請求します。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
交付要求先執行機関名		交付要求年月日	年 月 日
解除を請求する理由	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
滞納者が所有する他の財産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在	価 額	
		円	
	-----		
	-----		
	-----		

注 個人が請求する場合は、請求者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

参加差押財産引受調書 (謄本)		
年 月 日		
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員		
㊟		
次のとおり、参加差押財産の引渡しを受けます。		
滞納者	住 所	
	氏名又は名称	
引渡しを受けた財産	(名称、数量、性質及び所在)	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	
	参加差押年月日	年 月 日
参加差押財産引受調書の謄本を受領しました。 立会人 ( )		
参加差押財産引受調書の謄本 (下記保管者宛て) を受領しました。 年 月 日		
上記の参加差押財産引受調書謄本に記載された差押財産の保管を命ずる。 年 月 日		
様		
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員		
㊟		

参加差押財産引受調書 (謄本)		
年 月 日		
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員		
㊟		
次のとおり、参加差押財産の引渡しを受けます。		
滞納者	住 所	
	氏名又は名称	
引渡しを受けた財産	(名称、数量、性質及び所在)	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	
	参加差押年月日	年 月 日
参加差押財産引受調書の謄本を受領しました。 立会人 ( )		
参加差押財産引受調書の謄本 (下記保管者あて) を受領しました。 年 月 日		
上記の参加差押財産引受調書謄本に記載された差押財産の保管を命ずる。 年 月 日		
様		
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員		
㊟		

(改正後)

第百九十一号様式

参加差押解除請求書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			
請求者			
住 所			
氏名又は名称			
次のとおり参加差押えの解除を請求します。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
参加差押先執行機関名		参加差押年月日	年 月 日
解除を請求する理由	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
滞納者が所有する他の財産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在	価 額	
		円	
	.....	.....	
	.....	.....	
	.....	.....	

(改正前)

第百九十一号様式

参加差押解除請求書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			
請求者			
住 所			
氏名又は名称			
次のとおり参加差押えの解除を請求します。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
参加差押先執行機関名		参加差押年月日	年 月 日
解除を請求する理由	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
滞納者が所有する他の財産	名 称、数 量、性 質 及 び 所 在	価 額	
		円	
	.....	.....	
	.....	.....	
	.....	.....	

注 個人が請求する場合は、請求者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

(改正後)

第百九十三号様式

参加差押関係書類引渡書				
滞納者		住所		
		氏名又は名称		
書類名	書類提出者の氏名	通数	備考	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
上記の書類を受領しました。				
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長		年 月 日		
		執行機関名		

(改正前)

第百九十三号様式

参加差押関係書類引渡書				
滞納者		住所		
		氏名又は名称		
書類名	書類提出者の氏名	通数	備考	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
-----	-----	-----	-----	
上記の書類を受領しました。				
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長		年 月 日		
		執行機関名		



入 札 書		整 理 番 号	第 号
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			年 月 日
入札者 住 所 氏名又は名称			
下記の公売財産について、次のとおり入札します。			
売却区分 番 号	公 売 財 産 の 名 称		数 量
入 札 価 額			円

## 注

- 1 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- 3 一度提出した入札書の引換変更又は取消しはできません。
- 4 金額に誤記又は脱字がある場合には、新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 6 入札価額の頭部には「金」又は「円」の文字を付けてください。

入 札 書		整 理 番 号	第 号
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			年 月 日
入札者 住 所 氏名又は名称			
下記の公売財産について、次のとおり入札します。			
売却区分 番 号	公 売 財 産 の 名 称		数 量
入 札 価 額			円

## 注

- 1 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- 3 一度提出した入札書の引換変更又は取消しはできません。
- 4 金額に誤記又は脱字がある場合には、新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 6 個人が入札する場合は、入札者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 7 入札価額の頭部には「金」又は「円」の文字を付けてください。



(改正後)

第二百二号様式

換価財産の買受申込等の取消申出書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			
申出者			
住 所			
氏名又は名称			
換価財産の買受けの申込等を次のとおり取り消します。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
買受けの申込等の取消しをする財産	名 称、性 質 及 び 所 在	数	量
	.....		
	.....		
	.....		
取消しの理由	.....		
	.....		

(改正前)

第二百二号様式

換価財産の買受申込等の取消申出書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			
申出者			
住 所			
氏名又は名称			
換価財産の買受けの申込等を次のとおり取り消します。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
買受けの申込等の取消しをする財産	名 称、性 質 及 び 所 在	数	量
	.....		
	.....		
	.....		
取消しの理由	.....		
	.....		

注 個人が申し出る場合は、申出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

担保権の引受けの方法による換価申出書					
					年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長					
申出者 住 所 氏名又は名称					
下記の差押財産等に設定している担保権を買受人に引き受けさせる方法で換価してください。					
滞納者	住 所				
	氏名又は名称				
差押財産等	名 称、性 質 及 び 所 在				数 量
	.....				
	.....				
	.....				
買受人に引き受けさせようとする担保権	種 類	登 記 又 は 登 録		債 権 金 額	弁 済 期 限
		年 月 日	番 号		
	債務者	住所	氏名又は名称		
<u>諾否の通知</u>					
					年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長
.....					

担保権の引受けの方法による換価申出書					
					年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長					
申出者 住 所 氏名又は名称					
下記の差押財産等に設定している担保権を買受人に引き受けさせる方法で換価してください。					
滞納者	住 所				
	氏名又は名称				
差押財産等	名 称、性 質 及 び 所 在				数 量
	.....				
	.....				
	.....				
買受人に引き受けさせようとする担保権	種 類	登 記 又 は 登 録		債 権 金 額	弁 済 期 限
		年 月 日	番 号		
	債務者	住所	氏名又は名称		
<u>諾否の通知</u>					
					年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長
.....					

注 個人が申し出る場合は、申出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

## 第二百七号様式

その一(私債権用)

債権現在額申立書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 自動車税事務所長 様			
申立者 住 所 氏名又は名称			
私が下記の公売財産に対して有する権利に係る債権の現在額は次のとおりです。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
公売財産	(名称、数量、性質及び所在)		
	-----		
公売財産上にある権利	権 利 の 表 示	種 類	
		債権の極度額	円
		差押時の債権額	円
債権者	住 所		
		氏名又は名称	
	弁 済 期 間		
	そ の 他		
債権現在額	元 本		
	利 息	(元本) (利率) (期間) = 円 (利息の起算日: 年 月 日)	
添付書類(債権の内容及び現在額を証するもの)			

注 利息は、換価代金の交付期日までのものを計算して記載してください。

## 第二百七号様式

その一(私債権用)

債権現在額申立書			
			年 月 日
千葉県 県税事務所長 自動車税事務所長 様			
申立者 住 所 氏名又は名称			
私が下記の公売財産に対して有する権利に係る債権の現在額は次のとおりです。			
滞納者	住 所		
	氏名又は名称		
公売財産	(名称、数量、性質及び所在)		
	-----		
公売財産上にある権利	権 利 の 表 示	種 類	
		債権の極度額	円
		差押時の債権額	円
債権者	住 所		
		氏名又は名称	
	弁 済 期 間		
	そ の 他		
債権現在額	元 本		
	利 息	(元本) (利率) (期間) = 円 (利息の起算日: 年 月 日)	
添付書類(債権の内容及び現在額を証するもの)			

注

1 個人が申し立てる場合は、申立者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 利息は、換価代金の交付期日までのものを計算して記載してください。

第二百七号様式

その二(公租公課用)

債権現在額申立書										
										年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長										
行政機関等 所在地 執行機関名										
当庁が交付要求(参加差押え)をした債権の現在額は、次のとおりです。										
滞納者	住 所									
	氏名又は名称									
公売財産	(名称、数量、性質及び所在)									
	-----									
交付要求 に係る債権 参加の 現在額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	合計	法定納期限等
					円	円	円	円	円	
	合 計									
交付要求(参加差押)年月日				年 月 日						

注 延滞金額については、公売通知書に記載してある公売代金の納付期限までのものを記載してください。

備考 県税事務所長等が申立者となる場合は、この様式に必要な補正をした上で使用すること。

第二百七号様式

その二(公租公課用)

債権現在額申立書										
										年 月 日
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長										
行政機関等 所在地 執行機関名										
当庁が交付要求(参加差押え)をした債権の現在額は、次のとおりです。										
滞納者	住 所									
	氏名又は名称									
公売財産	(名称、数量、性質及び所在)									
	-----									
交付要求 に係る債権 参加の 現在額	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	合計	法定納期限等
					円	円	円	円	円	
	合 計									
交付要求(参加差押)年月日				年 月 日						

注 延滞金額については、公売通知書に記載してある公売代金の納付期限までのものを記載してください。

備考 県税事務所長等が申立者となる場合は、この様式に必要な補正をした上で使用すること。

第二百九号様式

捜 索 調 書 ( 謄 本 )													
年 月 日													
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員												㊟	
下記の滞納金額について滞納処分をするため、次のとおり検索したので、国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作ります。													
滞納者	住 所												
	氏名又は名称												
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞処分費	備 考			
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円				
								〃	〃				
									〃	〃			
	合 計								〃	〃			
捜 索 し た 場 所 又 は 物		----- -----											
捜 索 し た 日 時		年 月 日 時 分から 時 分まで											
備 考													
		上記の捜索に立ち合い、捜索調書の謄本を受領しました。 ( )											
		捜索調書の謄本(捜索を受けた者 <del>宛て</del> )を受領しました。 年 月 日 ( )											

注 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

備考 自動車等を占有した場合、動産若しくは自動車等を搬出した場合又は債権証書を取り上げた場合は、備考欄にその旨を記載するほか所要の調整をすること。

第二百九号様式

捜 索 調 書 ( 謄 本 )													
年 月 日													
千葉県 県税事務所 自動車税事務所 徴税吏員												㊟	
下記の滞納金額について滞納処分をするため、次のとおり検索したので、国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作ります。													
滞納者	住 所												
	氏名又は名称												
滞納金額	番号	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	滞処分費	備 考			
						円	円	法律による金額 円	法律による金額 円				
								〃	〃				
									〃	〃			
	合 計								〃	〃			
捜 索 し た 場 所 又 は 物		----- -----											
捜 索 し た 日 時		年 月 日 時 分から 時 分まで											
備 考													
		上記の捜索に立ち合い、捜索調書の謄本を受領しました。 ( )											
		捜索調書の謄本(捜索を受けた者 <del>宛て</del> )を受領しました。 年 月 日 ( )											

注 「延滞金額」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

備考 自動車等を占有した場合、動産若しくは自動車等を搬出した場合又は債権証書を取り上げた場合は、備考欄にその旨を記載するほか所要の調整をすること。

(改正後)

第二十号様式

差押調書等の閲覧（謄写）請求書	
年 月 日	
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長	
地方裁判所 支部	
下記の滞納者が所有している財産に関係がある差押調書等の閲覧（謄写）を次のとおり請求します。	
滞納者	住 所
	氏名又は名称
債権者	住 所
	氏名又は名称
事件番号及び事件名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在) .....
	.....
	.....
請求する書類	.....
	.....
	.....

(改正前)

第二十号様式

差押調書等の閲覧（謄写）請求書	
年 月 日	
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長	
地方裁判所 支部	
下記の滞納者が所有している財産に関係がある差押調書等の閲覧（謄写）を次のとおり請求します。	
滞納者	住 所
	氏名又は名称
債権者	住 所
	氏名又は名称
事件番号及び事件名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在) .....
	.....
	.....
請求する書類	.....
	.....
	.....

差押調書等の謄本交付請求書	
年 月 日	
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長	
地方裁判所 支部	
<p>下記の滞納者が所有している財産に関係がある差押調書等の謄本の交付を次のとおり請求します。</p> <p>なお、差押調書に表示されている財産について公売その他により異動があるときはその旨、債権者及び債務者以外の者が占有している財産があるときはその旨をお知らせください。</p>	
滞納者	住 所
	氏名又は名称
債権者	住 所
	氏名又は名称
事件番号及び事件名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)
	.....
	.....
請求する書類	.....
	.....
	.....
<u>証紙貼付欄</u>	

注 郵送で請求する場合は、謄本の送付に必要な郵便切手を同封してください。

差押調書等の謄本交付請求書	
年 月 日	
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長	
地方裁判所 支部	
<p>下記の滞納者が所有している財産に関係がある差押調書等の謄本の交付を次のとおり請求します。</p> <p>なお、差押調書に表示されている財産について公売その他により異動があるときはその旨、債権者及び債務者以外の者が占有している財産があるときはその旨をお知らせください。</p>	
滞納者	住 所
	氏名又は名称
債権者	住 所
	氏名又は名称
事件番号及び事件名	
財産の表示	(名称、数量、性質及び所在)
	.....
	.....
請求する書類	.....
	.....
	.....
<u>証紙はり付け欄</u>	

注 郵送で請求する場合は、謄本の送付に必要な郵便切手を同封してください。

第二百二十二号様式

引 渡 書							
地方裁判所 支部 様	第 号 年 月 日						
千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長							
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 条第 項の規定により、下記の証書等を引き渡します。							
滞納者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事件番号及び事件名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏名又は名称		事件番号及び事件名	
住 所							
氏名又は名称							
事件番号及び事件名							
差押財産の表示	(名称、数量、性質及び所在) ..... ..... .....						
引き渡す証書等							
上記の証書等を受領しました。 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長 地方裁判所 支部							

注 この書類を受領した場合は、副本にその年月日を記載し、記名した上で、当事務所まで返送してください

第二百二十二号様式

引 渡 書							
地方裁判所 支部 様	第 号 年 月 日						
千葉県 県税事務所長 印 自動車税事務所長							
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第 条第 項の規定により、下記の証書等を引き渡します。							
滞納者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事件番号及び事件名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏名又は名称		事件番号及び事件名	
住 所							
氏名又は名称							
事件番号及び事件名							
差押財産の表示	(名称、数量、性質及び所在) ..... ..... .....						
引き渡す証書等							
上記の証書等を受領しました。 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長 地方裁判所 支部 <span style="float: right; margin-top: 5px;">印</span>							

注 この書類を受領した場合は、副本にその年月日を記載し、記名押印した上で、当事務所まで返送してください。



## 第二百二十二号様式

## 備考

- この文書は正・副2通を作成し、郵便切手又は返信用封筒とともに裁判所に交付する。
- 根拠条項については、次の表の証書等の種類欄に掲げる証書等に対する手続欄の区分に応じ、それぞれ当該根拠条項欄に掲げる条項を記載する。

財産の種類	手続	根拠条項
船舶国籍証書等	強制執行—滞納処分	第24条第2項
	競売—滞納処分	第25条
	滞納処分—強制執行 差押解除	第11条第3項
	滞納処分—強制執行 強制執行続行決定	第11条第4項
	滞納処分—競売 差押解除 競売続行決定	第12条
	滞納処分—仮差押え 差押解除	第11条の2
航空機登録証明書等	強制執行等—滞納処分	第26条
	滞納処分—強制執行等 差押解除 強制執行等続行決定 滞納処分—仮差押え 差押解除	第12条の2
供託書本	滞納処分—強制執行 差押解除	第12条の7第3項
	滞納処分—強制執行 強制執行続行決定	第12条の9第1項
	滞納処分—担保権の実行 差押解除 又は行使 競売続行決定	第12条の12
	滞納処分—仮差押え 差押解除	第12条の11第2項
	仮差押え—滞納処分 差押解除	第32条
債権証書	滞納処分—強制執行 差押解除	第12条の7第7項
	滞納処分—強制執行 強制執行続行決定	第12条の9第2項
	滞納処分—担保権の実行又は行使 強制執行 差押解除 続行決定	第12条の12

## 第二百二十二号様式

## 備考

- この文書は正・副2通を作成し、郵便切手又は返信用封筒とともに裁判所に交付する。
- 根拠条項については、次の表の証書等の種類欄に掲げる証書等に対する手続欄の区分に応じ、それぞれ当該根拠条項欄に掲げる条項を記載する。

財産の種類	手続	根拠条項
船舶国籍証書等	強制執行—滞納処分	第24条第2項
	競売—滞納処分	第25条
	滞納処分—強制執行 差押解除	第11条第3項
	滞納処分—強制執行 強制執行続行決定	第11条第4項
	滞納処分—競売 差押解除 競売続行決定	第12条
	滞納処分—仮差押え 差押解除	第11条の2
航空機登録証明書等	強制執行等—滞納処分	第26条
	滞納処分—強制執行等 差押解除 強制執行等続行決定 滞納処分—仮差押え 差押解除	第12条の2
供託書本	滞納処分—強制執行 差押解除	第12条の7第3項
	滞納処分—強制執行 強制執行続行決定	第12条の9第1項
	滞納処分—担保権の実行 差押解除 又は行使 競売続行決定	第12条の12
	滞納処分—仮差押え 差押解除	第12条の11第2項
	仮差押え—滞納処分 差押解除	第32条
債権証書	滞納処分—強制執行 差押解除	第12条の7第7項
	滞納処分—強制執行 強制執行続行決定	第12条の9第2項
	滞納処分—担保権の実行又は行使 強制執行 差押解除 続行決定	第12条の12

第二百二十五号様式 (第九十一条)

事 情 届			
年 月 日			
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			
第三債務者			
住 所			
氏名又は名称			
下記の金額を供託しましたので、供託書正本を添付して次のとおりその事情を届け出ます。			
差押財産の表示	滞(債権者)	住 所	
		氏名又は名称	
	差 押 年 月 日	年 月 日	
	差 押 債 権		
供託した金額		金 円也	
供託した日時		年 月 日 時	
供託の事由	供託番号	年金第 号	
	供託所	法務局	
	1 この届出をする事になった債権 差押通知書の送達日	年 月 日	
	2 上記1と競合する差押命令、仮差押命令、他の滞納処分による差押え		
	差仮差押命令・令	執行裁判所	裁判所 支部 年( )第 号
		債権者名	
		(仮)差押命令の送達日	年 月 日
	差押金額	円	
他によ滞る納差処分	執行機関		
	債権差押通知書の送達日	年 月 日	
	差押金額	円	

- 注
- 「差押債権の表示」欄の「差押年月日」欄には、債権差押通知書に記載されている年月日を記載してください。
  - 「差押債権の表示」欄の「差押債権」欄には、債権差押通知書の「差押債権」欄に記載してあるとおりに記載してください。
  - 「供託の事由」欄の「差押命令・仮差押命令」欄において、仮差押命令である場合には、(仮)に○印を付けてください。
  - 「供託の事由」欄に記載しきれないときは、適宜の用紙を用いて横書きで記載してください(差押えが複数あるときは、その全てを記載してください)。

第二百二十五号様式 (第九十一条)

事 情 届			
年 月 日			
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			
第三債務者			
住 所			
氏名又は名称			
下記の金額を供託しましたので、供託書正本を添付して次のとおりその事情を届け出ます。			
差押財産の表示	滞(債権者)	住 所	
		氏名又は名称	
	差 押 年 月 日	年 月 日	
	差 押 債 権		
供託した金額		金 円也	
供託した日時		年 月 日 時	
供託の事由	供託番号	年金第 号	
	供託所	法務局	
	1 この届出をする事になった債権 差押通知書の送達日	年 月 日	
	2 上記1と競合する差押命令、仮差押命令、他の滞納処分による差押え		
	差仮差押命令・令	執行裁判所	裁判所 支部 年( )第 号
		債権者名	
		(仮)差押命令の送達日	年 月 日
	差押金額	円	
他によ滞る納差処分	執行機関		
	債権差押通知書の送達日	年 月 日	
	差押金額	円	

- 注
- 「差押債権の表示」欄の「差押年月日」欄には、債権差押通知書に記載されている年月日を記載してください。
  - 「差押債権の表示」欄の「差押債権」欄には、債権差押通知書の「差押債権」欄に記載してあるとおりに記載してください。
  - 「供託の事由」欄の「差押命令・仮差押命令」欄において、仮差押命令である場合には、(仮)に○印を付けてください。
  - 「供託の事由」欄に記載しきれないときは、適宜の用紙を用いて横書きで記載してください(差押えが複数あるときは、そのすべてを記載してください)。
  - 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。